

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によつて、広島県行政不服審査会の令和七年度答申第一号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和七年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：A市長

諮問日：令和6年3月7日

(令和5年度諮問第6号)

答申日：令和7年6月27日

(令和7年度答申第1号)

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和5年10月11日付けで審査請求人から提起のあった、A市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、令和5年度（令和4年度分）国民健康保険税（以下「本件国民健康保険税」という。）のうち令和5年5月1日を納期限とするものに係る督促処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は却下すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和6年2月26日付け令和5年度審査請求第2号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）の「審理関係人の主張の要旨」1に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和6年3月7日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を却下又は棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書記載内容と相違ない。

イ 判断

審理員意見書記載内容と相違ない。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、本件審査請求は不適法であるから却下又は理由がないから棄却すべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、本件処分についての審査請求期間経過後になされたものであるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第1項

の規定により却下されるべきである。また、仮に、本件審査請求が、期間内の請求として適法な請求であるとしても、本件審査請求には理由がなく、行審法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書における理由

(1) 審査請求期間について

ア 本件処分は、令和5年5月25日付けの督促状（以下「本件督促状」という。）を審査請求人の住民票上の住所宛てに郵送することにより行われたところ、本件審査請求は、同年10月11日に請求がなされている。

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条第4項は、地方団体が徴収金に関する書類を通常の手配による郵便により発送した場合は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨を規定しているところ、本件処分にかかる通知は、遅くとも、発送日（令和5年5月25日）の1週間後の同年6月1日には到達していたものと推定され、本件において同推定を覆す事情はない。

したがって、正当な理由がない限り、令和5年10月11日に請求がなされた本件審査請求は、審査請求期間経過後に請求があったものとして不適法である。

この点、本件においては、審査請求期間内に請求がなされなかったことにつき、正当な理由のあることを示す事情は表れておらず、本件審査請求が審査請求期間内に行われなかったことにつき、正当な理由は認められない。

イ 以上により、本件審査請求は、審査請求期間経過後になされたものであり、不適法な請求として却下されるべきである。

(2) 本件処分の適法性について

ア 仮に、上記(1)の点をおくとしても、以下のとおり、本件処分について違法な点はない。

イ 審査請求人に対して本件処分を行うことが違法であるとの点について

(ア) 審査請求人は、本件処分につき、審査請求人に課税された本件国民健康保険税は、審査請求人の所得に基づき課税されたものではなく、したがって、本件国民健康保険税については、算定の基礎となった所得を得た者に対して課税すべきであり、審査請求人に対して課税を行った上で行われた本件処分は違法であるとの主張を行う。

(イ) 審査請求人の主張は、本件国民健康保険税は、審査請求人と世帯を同じくする甲の所得額が算定の基礎とされているため、同税の請求は審査請求人ではなく、甲に対して行われるべきであると主張するものと思われる。

(ウ) しかし、地方税法第703条の4第1項は、国民健康保険税は、国民健康の保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる旨を規定し、また、A市国民健康保険税条例（昭和〇年A市条例第〇号）第〇条は、国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する旨を

規定している。

したがって、世帯主である審査請求人に対して行われた本件処分は、地方税法第703条の4第1項、A市国民健康保険税条例第○条に基づき行われたものであり、何ら違法な点はない。

ウ 延滞金を課すことが違法であるとの点について

(ア) 審査請求人は、審査請求人が本件処分を知ったのは令和5年10月11日のことであり、同時点まで本件国民健康保険税の納税義務があることを知らなかったため、本件国民健康保険税について延滞金が生じていることを前提として行われた本件処分は違法であるとの主張を行う。

(イ) 地方税法第326条第1項は納期限の翌日以降の納付については延滞金が生じる旨を規定しているところ、本件において審査請求人が、本件国民健康保険税（本税○円）について、地方税法第320条に基づきA市がA市国民健康保険税条例第○条第1項により定めた納期限である令和5年5月1日の翌日以降の時点である同年10月11日まで納付を行わなかったことは明らかであり、審査請求人に納税義務のある本件国民健康保険税につき延滞金が生じていたことは明らかである。

(ウ) なお、本件において、A市は、審査請求人に対し、令和5年4月13日付け「令和5年度（令和4年度分）国民健康保険税 納税・変更通知書」を送付しており、地方税法第20条第4項によれば、遅くとも1週間後の令和5年4月20日には、上記通知書は審査請求人に送達されたものと推定することができる。本件においては、上記申請を覆す事情は表れていない。

したがって、納期限（令和5年5月1日）より前に本件国民健康保険税について納付義務があることを知らなかった旨の審査請求人の主張はその前提を欠くものでもある。

(エ) したがって、審査請求人が納めるべき本件国民健康保険税について延滞金が生じていることを前提として行われた本件処分について、何ら違法な点はない。

エ 以上により、本件処分を取り消すべき理由はないことから、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分について違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

1 審査庁から審査会へ諮問（令和6年3月7日）

2 第1回審議（令和7年5月26日）

(1) 本件審査請求に係る審議を行った。

(2) 本件処分については令和5年10月11日に、本件国民健康保険税の課税処分があったことについては同月6日に知ったとの審査請求人の主張に対し、行審法第81条第

3 項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限を行使して、審査請求人に対し上記の主張について補充するとともに、上記の主張を裏付ける証拠を提出するよう求めることとし、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

- (3) 審査請求人の過去の国民健康保険税の納付状況を確認するため、行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限を行使して、審査庁に対し過去2年分の納付状況が分かる資料の提出を求めることとし、行政不服審査法施行条例第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

3 令和7年5月28日付けの審査会の調査権限事項（令和5年度諮問第6号）に対する回答

前記2(2)の調査権限の行使に対して、審査請求人は、主張書面を提出することなく、令和5年10月13日付け「市民税・県民税 税額決定通知書」、令和5年11月14日付け「令和5年度 国民健康保険税 納税・変更通知書」等を送付した。

4 令和7年6月3日付けの審査会の調査権限事項（令和5年度諮問第6号）に対する回答

前記2(3)の調査権限の行使に対して、審査庁は、令和7年6月13日付けで以下の資料を提出した。

- (1) 国民健康保険税（令和2年度～令和4年度）
(2) 経過詳細一覧（令和2年7月1日～令和5年10月30日）

5 第2回審議（令和7年6月27日）

- (1) 前記2(2)の調査権限の行使に対して、前記3の回答があったため、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
(2) 前記2(3)の調査権限の行使に対して、前記4の回答があったため、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
(3) 前記(1)及び(2)の回答内容も踏まえ、本件審査請求に係る審議を行った。
(4) 審査請求人から行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第75条第1項の規定による口頭での意見陳述を求める旨の申立てがあったが、行政不服審査法施行条例第10条第6項の規定により、意見を陳述する機会を与えない旨の決議を行った。
(5) 答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 地方税法第329条第1項は、納税者が納期限までに市町村民税を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない旨規定している。
(2) 地方税法第5条第6項第5号は、市町村が目的税として国民健康保険税を課する

ことができる旨を規定している。

- (3) 地方税法第703条の4第1項は、国民健康保険を行う市町村が、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる旨を規定している。
- (4) A市国民健康保険税条例第〇条は、国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する旨を規定している。
- (5) 地方税法第20条第1項は、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する旨を規定し、同条第4項は、通常取扱いによる郵便又は信書便により第1項に規定する書類を発送した場合には、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する旨を規定している。
- (6) 行審法第18条第1項は、処分についての審査請求は、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したときはすることはできない旨を規定している。
- (7) 地方税法第320条は、普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、当該市町村の条例で定める旨を規定している。
- (8) A市国民健康保険税条例第〇条第1項は、国民健康保険税の納期について第1期（7月1日から同月31日まで）から第8期（2月1日から同月末日まで）まで8期に分けて納期限を定める旨を規定し、同条第2項は、第〇条の規定によって課する国民健康保険税の納期及び各納期の納付額は、納税通知書に定めるところによる旨を規定している。
- (9) 地方税法第326条第1項は、市町村民税の納税者が、地方税法第320条の納期限後に納入金を納入する場合には、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない旨を規定している。
- (10) 以上の法令等の規定を前提に、本件審査請求について「2 理由」の項で検討する。

2 理由

(1) 認定事実

一件記録によれば、次の事実が認められる。

- ア 審査請求人及び同人と世帯を同じくする甲は、令和3年の所得税の確定申告書をB税務署長に対して提出した。
- イ A市は、上記各確定申告書の電子データをB税務署から受領した。
- ウ A市は、上記アの各確定申告書に基づき、審査請求人の本件国民健康保険税の額を〇円と算定し、同税額等が記載された「令和5年度（令和4年度分）国民健康保険税 納税・変更通知書」を令和5年4月13日付けで世帯主である審査請求

人に郵送した。

エ 本件国民健康保険税のうち令和5年5月1日を納期限とするもの（税額〇円）について審査請求人が納付を行わなかったため、処分庁は、審査請求人の住所地宛てに同人を名宛人とし、日付を「令和5年5月25日」とする本件督促状を送付した（本件処分）。

オ 審査請求人は、本件国民健康保険税につき、令和5年10月3日時点で延滞金を含め〇円（本税〇円、延滞金〇円）が未納となっていた。

カ 処分庁は、令和5年10月3日付けで審査請求人に対し、「市税等分割納付の不履行について（催告）」と題する書面を送付し、上記オの未納額の支払について催告を行った。

キ 審査請求人は、上記カの催告書を令和5年10月6日に受領した。

ク 令和5年10月11日、審査請求人は、上記オの未納額を納付した（〇円（本税〇円、延滞金〇円））。

ケ 審査請求人は、令和5年10月11日付けで、A市長に対し本件処分の取消しを求める旨の審査請求を行った（本件審査請求）。

(2) 判断

ア 本件督促状の到達時期について

審査請求人は、令和5年5月25日付けの本件督促状について同年10月11日に知ったと主張するのみで、同日に知った経緯や理由について何ら主張、立証していない。すなわち、審査請求人は、地方税法第20条第4項に規定する書類の到達時期に関する推定（前記第5の1の(5)）を覆すに足る主張、立証を何ら行っていない。

そうすると、地方税法第20条第4項の規定上、本件督促状は、遅くとも令和5年5月25日から1週間が経過した同年6月1日には審査請求人に到達し、審査請求人はこの頃に本件処分を知ったものと推認される。

イ 行審法第18条の「正当な理由」の有無について

行審法第18条は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは審査請求することができない旨を規定しているが、一方で、同条ただし書は、審査請求期間が経過した場合であっても「正当な理由」があれば審査請求できる旨を規定している。

この点、前記のとおり本件督促状が審査請求人に到達した時期は遅くとも令和5年6月1日と推認され、また、審査請求人が本件審査請求を行った時期は同年10月11日であるから、審査請求人は、本件処分を知った日から3か月を経過して本件審査請求を行ったことが認められる。そうしたなか、前記のとおり、審査請求人は、本件督促状について令和5年10月11日に知ったと主張するのみで、審査請求人から上記「正当な理由」について疎明はない。

ウ 小括

以上により、本件審査請求は、行審法第 18 条の規定上、不適法な請求といわざるを得ず、却下を免れない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は却下すべきである。
よって第 1 のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第 1 部会

委員（部会長）	酒	井	朋	子
委員	手	塚	貴	大
委員	岩	元	裕	介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行政不服審査法第 81 条第 3 項で準用する同法第 79 条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。